

税制調査会 第13回専門家委員会議事録

日 時：平成24年5月28日（月）14時00分～

場 所：合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

○神野委員長

それでは、ただいまから第13回になりますが、「税制調査会専門家委員会」を開催したいと存じます。委員の皆様方にはお忙しいところを万障繰り合わせて御参集いただきました。本当にありがとうございます。伏して御礼申し上げます。

それでは、まず、専門家委員会の開会に当たりまして、国会で御欠席されている五十嵐副大臣に代わりまして、三谷財務大臣政務官から御挨拶を頂戴したいと思います。

○三谷財務大臣政務官

委員の皆様、大変お忙しい中を御参集いただきまして、本当にありがとうございます。一言御挨拶を申し上げます。野田内閣が最重要課題の1つとして推進しております社会保障と税の一体改革につきましては、先般3月30日でございますが、税制抜本改革法案等を国会に提出し、先週もまた今日も今週もそうですが連日真摯な議論が国会で続けられているところです。

法案の国会提出に当たって閣議決定された「検討課題に対する法案提出後の対応の方向性」においては、「給付付き税額控除等の再分配に関する総合的な施策について、平成27年度以降の番号制度の本格稼働・定着後、速やかに実施できるよう、関係5大臣において簡素な給付措置との関係も念頭に置きつつ、今後、具体的に検討を進める」こととされています。

これを受けまして、副大臣、政務官クラスの検討チームが設置され、政府税制調査会等とともに連携をしながら、総括的な検討、進行管理を進めていくこととなりました。給付付き税額控除に関しては、様々な論点について総合的な検討を行っていく必要があることから、政府税制調査会における検討に当たっては、まずこの専門家委員会において、給付付き税額控除に関し税制の専門家としての観点から御議論をお願いしたいと考えております。

今回の一体改革は、まさに待ったなしの課題であり、委員の皆様には是非とも精力的な御議論をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしく御願い申し上げます。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、総務省の大島副大臣から御挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしく御願います。

○大島総務副大臣

総務副大臣の大島です。簡単に御挨拶をさせていただきます。

黄川田前副大臣の後任として4月からこの役を賜っています。今日は各先生の皆様の忌憚ない意見の交換を聞かせていただきたく、楽しみにしてここに来させていただいています。

よろしくお願いいたします。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題に入りたいと思いますが、ただいま三谷政務官から御発言を頂きましたように、この専門家委員会においては当面、給付付き税額控除に関する税制上の論点などについて検討を行っていきたいと考えております。

大変恐縮でございますが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、報道関係者の皆様には御退室をお願いしたいと思います。御協力を頂戴できればと思います。

(報道関係者退室)

○神野委員長

また、本日は峰崎内閣官房参与に御臨席いただいております。よろしくお願いいたします。

○峰崎内閣官房参与

よろしくお願ひします。

○神野委員長

それでは、議題に入りたいと思いますが、議事次第にございますように給付付き税額控除に関して、これまでの議論の経緯、諸外国における最近の動きについて、事務局から御説明を頂戴して、引き続いて今回は初回ということでもございますので、委員の皆様から忌憚のないフリーディスカッションを頂戴したいと考えております。

最初に給付付き税額控除に関する議論の主な経緯につきまして、事務局の方から御説明いただきます。よろしくお願ひいたします。

○中村調査課長

主税局の調査課長でございます。それでは、お手元でございます「給付付き税額控除等に関する経緯について」という資料を用いまして御説明いたします。

1 ページ、給付付き税額控除に関する議論の主な経緯をまとめさせていただいております。委員の皆様にはほとんど御案内のことばかりかと思っておりますけれども、簡単にまとめさせていただきました。

まず1番目にございます平成19年11月「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」ということでございますが、自民党、公明党政権下でまとめられました税制調査会の基本的考え方に、諸外国の実施状況等を参考にしながら、その制度の可能性や課題について議論が進められていく必要があるという記述がされております。

これを受けまして、「平成21年度税制改正大綱」並びに「平成21年度税制改正法附則第104条」にも、個人所得課税の課題として給付付き税額控除の検討を含む歳出面も併せた総合的な取組みの中で子育て等に配慮して、中低所得者世帯の負担の軽減を検討するという記述がなされているということでございます。

1行空いておりますが、これ以降は政権交代後ということでございます。

「平成 22 年度税制改正大綱」におきまして、個人所得課税の課題として、控除から手当てへの流れの中に位置づけられるとともに、消費税の逆進性対策としても掲げられているというところがございます。

恐縮ですが 3 ページを御覧いただきたいと思います。

22 年度の税制改正大綱でございますけれども、個人所得課税のところ、更に消費税のところ、2 か所に記述がなされているというところがございます。

更に同じページの下の「第 5 章 今後の進め方」というところがございますけれども、専門家委員会の立ち上げについても記述されております。税制抜本改革実現に向けての具体的なビジョンの全体像について助言を求めていくということとともに、具体的な検討課題として一番下の行でございますけれども、給付付き税額控除の制度設計ということも掲げられているということでございます。

1 ページにお戻りいただきまして、更にこの流れは昨年 6 月にまとめられました一体改革の成案、年末から 1 月の初旬にかけてまとめられました素案、2 月に閣議決定をされました大綱、更には 3 月末に国会に提出されました「税制抜本改革法案」に引き継がれているということでございます。

具体的には 5 ページを御覧いただきたいと思います。これは 2 月 17 日に閣議決定されました社会保障・税一体改革の大綱でございますけれども、給付付き税額控除につきましては消費税のところに記述がございます。下の方でございますけれども、所得の少ない家計ほど食料品向けを含めた消費支出の割合が高いために、消費税負担率も高くなるという、いわゆる逆進性の問題も踏まえ、2015 年度以降の番号制度の本格稼働・定着後の実施を念頭に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理と併せ、総合合算制度や給付付き税額控除等、再分配に関する総合的な施策を導入するという記述がされております。

ただ、これに引き続きまして、こうした再分配に係る総合的な施策の実現までの間の暫定的、臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、簡素な給付措置を実施するということが規定されているというところがございます。

このような閣議決定、更にはこの内容は法案にも引き継がれているわけでございますけれども、具体的には 7 ページ、法案の閣議決定の際に今後の検討事項についての進め方ということで、今後の対応についてという閣議決定がなされておりますけれども、給付付き税額控除につきましては、27 年度以降の番号制度の本格稼働定着を速やかに実施できるよう、関係 5 大臣において簡素な給付措置との関係も念頭に置きつつ、今後具体的に検討を進めるという記述がなされております。

また、その下の段の簡素な給付措置につきましても、8%への引き上げ時から給付付き税額控除の導入までの間、毎年実施するということとともに、基本的な考え方については 4 月 17 日に取りまとめております。法案の審議前にまとめるということとされ、それを受けて 8 ページ、9 ページに書かれております、これは給付付き税額控除の前段にあります簡素な給付措置についての具体的な考え方ということでまとめているということでございます。

検討の進め方ということは先ほど三谷政務官の方からもございましたとおり、副総理の下、更に関係 5 大臣の下に、副大臣、政務官クラスの検討チームが設けられ、特に給付付き税額控除については政府税調等と連携しながら検討を進めていくということになっているということでございます。

私からは以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続いてですが、給付付き税額控除に関する諸外国の最近の動きについて、これも事務局の方から御説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

○中村調査課長

引き続きまして、「資料（諸外国の制度について）」という資料を御覧いただきたいと思っております。

おめくりいただきまして 1～3 ページまでは各国の制度につきましてまとめたものでございます。その概要についてまとめたものでございます。

1 ページ目に目的と仕組みについてまとめさせていただきました上で、あとは各国の制度についての比較表を 2～3 ページにかけて載せさせていただいております。

2 ページ、3 ページで下から 2 番目の予算額の欄のところを御覧いただきますと、兆円単位の相当な規模の税額控除というものが歳入減、歳出、両方合わせて行われておりますけれども、恐縮ですが、最後の 12 ページを御覧いただきたいと思っております。これらの国、給付付き税額控除の規模はこのような規模になっておりますけれども、その前提といたしまして、所得税あるいは所得控除がどうなっているかということと比較させていただいておりますけれども、所得税収の規模が我が国に比べて相当大きくなっているということがお分かりいただけるのではないかと。

フランスについては税収に占める所得税収の規模、日本とほぼ同等でございますが、その他の国については所得税の規模というのが大きくなっているということでございます。

引き続きまして、4 ページ以降に、諸外国の制度についてのポイントをまとめさせていただいております。

まず、4 ページ、導入の経緯、目的というところでございますけれども、諸外国の制度、目的あるいは経緯等様々でございますので、一概になかなか大きくりにまとめるということは難しゅうございますけれども、あえてまとめてみますと、以下の 3 点ほどに集約されるのではないかなと考えているところでございます。

諸外国では既存の社会保障制度における問題点の解決というための方策として、就労支援、子育て支援等を目的とした既存のほかの制度との関係を整理した上で、それらを補完あるいは組み替えるという形で給付付き税額控除が導入あるいは拡充されてきているというところでございます。

例えばアメリカ、イギリスにおきましては、低所得者に対して定額な社会保障給付という

ものが行われていたため、働けるのに働かないという就労意欲に対する影響というものがございました。そうした問題を解決するという観点から、就労を前提に所得に応じた給付を行うという賃金率をある意味かさ上げするというような仕組みを導入いたしまして、就労インセンティブを高めながら低所得者対策を行っているということでございます。

個別の国の制度で申しますと、6ページのアメリカの例でございますけれども、これは勤労所得税額控除と児童税額控除、2つをまとめたものでございますけれども、2つ重ね合わせてみますと、ややいびつな形になっておりますが、2つに分けてみますと、勤労税額控除は所得が低いところから所得が増えていくについてメリットがだんだん増えていくという形になり、一定所得、ここで言いますと年の所得が2.2万ドルというのを超えますと逡減していくということになっております。こうしたことで就労インセンティブの付与を目的としているということでございます。

4ページにお戻りいただきまして、イギリス、カナダでございますけれども、もともと税額控除を導入する前、育児支援策が複数制度にまたがっており、行政コストの増大を招いていたという状況があり、これらを整理して児童税額控除というものが導入されたということでございます。

更に最近のイギリスの動きということもございますが、7ページのイギリスの個表を御覧いただきたいと思っておりますけれども、中ほどに参考1というところがございまして、今ほど申しましたように、イギリスにおける児童税額控除というものが行政コストの節減といった観点から行われたという説明もございまして、参考1にありますとおり、更に就労税額控除と児童税額控除というものも混在するということが高い行政コストあるいは給付額の増大というものを招いているという観点から、これらを統合給付という形で一本化するという法律が本年の3月に成立するとともに、執行機関については2017年末にかけて、雇用年金省に一本化するということが予定されているという動きがございます。

更に4ページにまたお戻りいただきまして、カナダにおきましては、これが付加価値税(GST)の導入と同時に、GSTの負担軽減のために導入されたGSTクレジットというものがございまして、これにつきましては、カナダには州ごとに生活保護制度というものが異なっておりますので、これを連邦レベルで補完するという意味もあるのだということが言われております。

5ページをお願いいたします。仕組みでございますけれども、各国様々な仕組みがございます。税額控除あるいは給付というもののほかに、例えばドイツのように控除と給付を選択制にしている、あるいはオランダ、スウェーデンのように、税と社会保険料を合わせたところから控除を認めるという仕組みもございまして、大きく分けると税額控除と控除しきれない場合に給付を行うという税額控除と給付の組み合わせの場合と、②にございまして、全額給付という場合と2つがございます。いずれの場合も、税額控除、この制度から受けるベネフィットというものが一定の所得を超えると逡減していくという仕組みということでございます。

最後に執行の在り方でございますけれども、多くの国では給付の開始または給付額の遞減の要件として、金融所得を含めた総所得が求められるということでございます。この総所得につきまして、申告ということがなされるわけでございますけれども、番号制度による所得の把握の仕組みというものが前提となって、この所得の把握というのが起こっているということがございます。

最近における外国の動き等について御紹介申し上げます。以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

議論に先立ちまして、給付付き税額控除のこれまでの議論の経緯と、諸外国における最近の動きについて事務局の方から御説明をいただきましたが、後でフリーディスカッションはさせていただきますけれども、この段階で御説明いただいた事柄に関しまして、御質問がございましたら承っておきたい。

どうぞ。

○田近委員

全く言葉の確認だけですけれども、フランスとドイツ、フランスのことは私は事実関係は余り知らないのですが、ドイツで給付付き税額控除と彼らはこの制度を呼んでいましたか。単に手当というのではないですか。制度としては給付付き税額控除と名前が付いていますか。

○神野委員長

どうですか。どうぞ。

○中村調査課長

御指摘のとおりでございます。児童手当と児童控除という呼び方をしております。これまで給付付き税額控除ということで議論されてきておりました。税と歳出を組み合わせる形でこういう配慮を行うというものを便宜的にここでも括弧付きということにはなっていますが、正確には先生のおっしゃるとおり、児童控除と児童手当という2つの組み合わせということでございます。

○田近委員

フランスは。

○中村調査課長

フランスは雇用のための手当という名前で呼んでおります。

○田近委員

時間は貴重だから手短に。ドイツに行かせてもらったときに、ものすごくドイツの人は頭が固くて、ドイツの財政省の人なので、ドイツはこういうことはカテゴリーから言えばあり得ないという説明を聞いて、そういう答えもあるのだと思った記憶が鮮明だったので。だから、やはり手当というのは税の仕組みを通じてではなくて出す。ポイントは歳入庁あるいは国税庁が同時にやるということなので、ここは事実確認をもう少ししてもらって、ドイツにおける給付付き税額控除制度と書くと、ここは彼らの言い方を思い出すと事実誤認になるの

ではないかと思っただけです。確認ください。

○中村調査課長

はい。確認させていただきます。

○神野委員長

ついでにスウェーデンも給付付きとは言っていますか。税額控除とは言っているとは思っていますが、給付付き税額控除とは言っていないですね。

○中村調査課長

スウェーデンも就労税額控除と呼んでいます。

○神野委員長

ほかにいかがでございますか。

どうぞ。

○田近委員

だから、結構、今、神野委員長からも御指摘がありましたけれども、給付付き税額控除は英語で何に対するのか私はよく分からなくて、税額控除というのはタックスクレジットで、クレジットはくれるという意味ですね。ホテルなどに泊まって、クレジットと書いてあるときには、それは戻してあげるという意味で、だから、給付付き税額控除などというえらい堅苦しい名前が付いているのだけれども、要するにクレジットというのはくれるもの、その分類としてはリファンダブルかノンリファンダブルかというのが概念的には重要で、ノンリファンダブルというのは払った税金までしかクレジットはありません。リファンダブルというのは払った税金からクレジットを足してあげると、クレジットが多くてネットでもらうというので、言葉を蒸し返しているようでもあり、概念的に重要だと思ってしゃべっているのですけれども、一般的な議論としてはタックスクレジット、それはノンリファンダブルの範囲でやるか、リファンダブルの範囲でやるのか。この場合、給付付き税額控除という言葉は、リファンダブル、ノンリファンダブルということに影響を受けていないのです。恐らく英語で直してしまうと、これはリファンダブルタックスクレジットで、払った税金よりも戻してくれる、ネットでもらう税金という意味になってしまうのです。

だから、ここでの議論というのは結構アバウトで、タックスクレジットという手法が、つまりタックスの仕組みを通じたクレジットという仕組みを点々の1つだけではないと思うのです。点々の目的に使うことが適切かということですね。いきなりリファンダブルかノンリファンダブルかが入っているわけではないような気がするのです。皮切りなので中身には入りませんが、言いたかったのは、この言葉というのはインターナショナルの扱い方ではないようにいつも思ってしまうということを言いたかった。

○神野委員長

議論の進め方としては、勿論クレジット一般を含んでもいいのだけれども、給付をすることに焦点を当てながらということでもいいのですね。クレジット一般に変える、つまり所得控除を税額控除に変えるということ一般を議論しているわけではないですね。

○田近委員

結果的に払った税金よりももらってしまっ、ネットで国から税はもらうものになるということが前提ではないのですか。

○神野委員長

議論していく過程で絞っていけばいいので、出発点は漠としていて構いませんが、大きく取ればクレジット一般を議論して構いませんよということでもいいですね。焦点は。

○田近委員

漠とした言葉なのだということで始めた方がいい。

○神野委員長

どうぞ。

○中村調査課長

給付付き税額控除というラベルを使っておりますので、それが恐らく制度を個々に見ていきますと、確かに給付のない場合がございます。しかも給付付き税額控除とか税額控除と言いながら実は給付になっているという仕組みもありますので、こういう税を利用した形で低所得者対策なり就労支援策なり、あるいは子育て支援というものを行っているものは様々ございますが、本当はもうちょっと長く言いますと、税制を活用したこういう措置というような言い方が恐らく適切なのかもしれません、ラベルとして使っておりますが、いろいろなものを含んでいるということは気をつけなければいけないというのは田近先生のおっしゃるとおりでございまして、特に外国の制度につきまして呼び名を付けるときには、これからきちんと概念整理をして、プレゼンテーションなりをさせていただきたいと思えます。

○神野委員長

議論を進めていく上で混乱のないようにしていけば、当面排除しないで最初は進めていきます。どうもありがとうございました。

それでは、フリーディスカッションの方に入りたいと思っておりますが、最初に、先ほど御説明いただきましたこれまでの経緯もございまして、それを基に事務局の方から、フリーディスカッションをするに当たって手がかりとなるような検討すべき論点をまとめていただいております。それについて御説明していただければと思います。よろしくお願ひします。

○中村調査課長

それでは、給付付き税額控除、今ほどの御議論を踏まえますと、こういうくり方が適当かどうかという問題は確かにあるかもしれませんが、検討すべき主な論点ということで、議論を進めるに当たって、もし横に置いていただけるような御参考になればということで申し上げたいと思えます。

まず1番目といたしまして、制度の位置づけということがございます。

先ほども見ていただきましたように、一体改革の大綱、法案には、消費税の逆進性も踏まえて給付付き税額控除、総合合算制度など、再分配に係る総合的な施策を導入するという規定をされております。しかしながら、制度設計をこれからしてまいりますに当たっては、制

度の位置づけというものについても検討していくことが必要かと考えております。

具体的には、基本的な理念、あるいはどういう政策目的でやっていくのかということがあろうかと思えます。また、制度の対象となります低所得者の範囲というものを考えていくに当たりましては、低所得者対策をどのような目的でやるのか。なぜ必要なのかという必要性についても検討する必要があると考えております。

低所得者と一口に申しまして、家族の構成でありますとか、所得の水準でありますとか、公的な支援の有無などを踏まえまして、恐らく幾つかの類型ができると思えますけれども、その類型ごとに更なる支援策、消費税率が引き上がるという状況の中で、どうした対策が必要なのかということを議論していくということなのかと思っております。

次に、関連する社会保障制度との関係ということでございます。

給付付き税額控除というものには、恐らく今、1番目で申し上げました何らかの政策目的が発表されるわけでございまして、その目的に応じまして、関係する、あるいは類似の目的を持っております社会保障制度、例えば失業給付でありますとか、児童手当でありますとか、生活保護といった制度との関係を整理することが求められるのではないかと思います。

この点につきましては、当然税調だけでできるということではないという部分もあるかと思えます。厚生労働省あるいは社会保障関係の有識者の皆様にも御議論をいただくべき点であろうかと思っております。

次が、税制上の論点ということでございます。

仮に幅広く導入するということになりますと、従来の所得控除との関係も整理するということが必要になろうかと思えます。社会保障制度のところで申し上げましたのと同じく、政策目的、給付付き税額控除と呼ばれるこの新しい制度の政策目的に応じて、類似目的の人的控除などとの整理が必要になってくるのではないかと考えております。

最後に、具体的な制度設計ということでございます。

基本的な仕組みといたしまして、概念的に申しますと、税額控除と給付の組み合わせなのか、給付のみとするのか、あるいはそのほか対象範囲、給付との水準、財源をどうするのか、執行体制、番号制度の活用をどのようにしていくのかといった論点があろうかと思えます。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

これから議論をしていくわけですが、一応御説明をいただきましたように、こうした論点を導き糸にしながら議論をしていただければと考えておりますが、この論点整理を含めて、御意見を頂戴できればと思います。いかがでございましょうか。

池上委員、どうぞ。

○池上委員

この後、先に退席させていただきますので、簡単に2、3点をお話しさせていただきたいと思えます。

先ほど田近先生の言われたことは、実は私も感じたところでございまして、諸外国の制度についてという資料の5ページで、主な仕組みということで2つに分かれていて、基本的には全額控除と基本的には全額寄附と分けておるんですけども、実はリファンダブル・タックス・クレジットということを書いてしまうと、どちらも似たようなことにとれるわけでして、実際にカナダのGST控除というの、カナダのテキストでは全部リファンダブル・タックス・クレジットと説明されていますので、そういう面ではこの1と2を分けるのはどうということなのかと感じたところはございます。その点が1点ございます。

もう一つ、このページをちょうど見ているので、これを使わせていただきますと、給付付き税額控除という形で低所得者対策を、もしやると仮定しますと、やはり2つ大きな問題というか、解決すべき課題があるのかと思います。

1つは、このページに書いてあります3の執行の在り方の最初の○でございます。給付の開始または給付額の通減の要件として、金融所得を含めて総所得が用いられているということです。先ほど御紹介がございましたとおり、いろいろな国で、ドイツはちょっと違うような気もしますが、金融所得なども含めて総合的に所得を把握して、それを所得制限の指標に使うということになっているようでございます。

日本の場合も、所得制限ということはいろいろな社会保障の給付でも行われておりますけれども、そこまで総合的に把握した上で所得制限が行われているという現状ではないようですし、分離課税になっている金融所得についてもいわゆる名寄せが十分に行われているわけでもない、どなたが控除対象となる低所得者なのかということが明らかになっていないという現実があります。それを解消するためには、この下に書いてありますいわゆる番号制度を使って果たしてどこまでできるのかということが大きな課題になってくるかと思えます。これが2点目でございます。

3点目は、同じく執行の在り方に関わるのですけれども、先ほどの低所得者の範囲ということを書き上げましたが、低所得者の方も含めて例えばカナダのGST控除などとすと、所得税の申告をしていただかなければいけないということになるわけです。以前にもこの委員会で申し上げたことがございますが、カナダの所得税あるいはアメリカもそうですが、所得税の申告をする方が例えば人口の4分の3とか非常に多いわけですし、大人であれば9割以上の人が申告をするということになっております。そういうことをやって初めて、こういう税額控除のシステムが運営されているという現実がございます。

今回は給付付きということなので、無所得の人、あるいは住所や職業が定まっていない方をどう扱うかということも含めて、どうやって所得税の申告をしていただくのかということ、そして、それに対してどうやって税務行政を行っていくのかということが大きな問題になります。勿論、税務行政の電子化あるいは効率化ということもあるかと思えますが、税務行政の人員をどう考えるか、あるいは国と地方の協力をどう考えるかということを含めて、そこを総合的に解決していくことが重要になってくるのではないのでしょうか。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

あとはといたしますか、今後深めていく議論を頂戴したいと思いますので、一当たり皆さんに。翁委員、どうぞ。

○翁委員

制度の位置づけとして、今回、消費税の逆進性対策として給付付き税額控除を挙げられておりますけれども、今、ほかにも軽減税率とか、そういう提案もございますが、原理的には確実に低所得者にとってメリットがあるというのが給付付き税額控除であると思えますし、また、軽減税率となりますと、いろいろな線引きの難しさとか、資源配分にゆがみをもたらすとか、いろいろな問題点がありまして、逆進性の観点から考えますと、給付付き税額控除の方向で議論をしていくことは重要だと思えます。

私自身は、全体の社会保障制度との関係の整理という観点で言うと、やはり今の生活保護との関係で、低所得者に対して、生活保護によってゆがめられているいろいろな就労インセンティブとか、そういったことを是正していく意味でも、本当は勤労所得手当とかそういった方向で議論を将来展開していければいいとは思っておりますが、今、とりあえず消費税の逆進性ということで、当面の課題ということで考えておりますのは、やはり税務行政の点でございます。

今、池上先生からも御指摘がございましたけれども、やはり所得をどうやって正確に一元的に把握していくかということが最大の給付付き税額控除の課題であると思えますし、特に国税庁に加えて市町村の税務行政とどういうふうに連携していくか、それから、行政を統合していくかといったことが大きなテーマになっていくと思えます。

それから、まさに池上委員が御提案されたように、私は金融所得との関連が非常に重要であると思えますし、特に高齢者の方は低所得者である可能性が高いわけですが、一方で金融資産をお持ちの方というのは高齢者に偏っているわけございまして、これをどういうふうに公平性を担保してやっていくかということは非常に大きな課題であると思っております。その意味でも給付審査という更に金融資産、金融所得をどういうふうにチェックしていくかということが基本的に重要になっていくと思えますが、番号ですね。民間が活用する番号制度とどう整合性をもって議論をしていくのか。これは1つの大きな課題であると思えます。

同時に、今回イギリスでも新たな執行の機関について、新しい2012年3月から、統合給付という形になったという執行機関を更に将来一本化するということが予定されていると書かれておりますが、だれが要件をきちんと審査して、税額控除とともに給付を一元的にしているのか。そういう執行体制をどのように考えていくのかというのが非常に大きなテーマではないかと思えます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

植田委員、お願いします。

○植田委員

私も途中で退席することになりますこと、申し訳ありません。

先ほどから出ている議論と重なるところがございませけれども、私も先ほど質問すればよかったです。いろいろ御説明いただいた各国の諸制度、これはうまくいっているかどうかという評価の問題ですね。それについては諸研究があると思いますので、少し系統的に整理する必要があると思うんです。その中で特に税務行政上の課題といいますか、税務行政上のインフラの整備の違いという問題はあるのではなからうかということもありますので、その部分は余り指摘されていなかった部分としてあったかと思えます。

第2点目は、概念整理の問題は私も大変重要と思っているわけですが、それはやはり政策と制度との関係を明確にするという、分かりやすい税制という意味で言うと、その関係を明確にするという観点から概念整理をきちんとすることは大切ではないかと思えます。

第3点目は、初回なので少し大きな話ということになるかもしれないのですが、税制改正の大きな方向性を考えるときに、やはり社会保障と税制との関係という問題が大きな議論になっていると私は理解しているわけですが、そのなかで給付付き税額控除というものの位置づけをどういうふうに明確にしていくかという問題があると思うのです。その場合にやはり社会保障ですので、現物給付も非常に大きな役割を持っていると思いますので、それとどういう役割分担とか関係とかということも含めまして、全体の総合的な体系を考えるかという問題が大きな問題としてはあるのではないかと思った次第です。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

最初の評価というか、一応前に、先ほど田近さんからお話があったように、調査を行ったときにアバウトなヒアリングは受けていますけれども、今後でも構わないわけですが、今の段階で何かこの評価について、資料、その他があれば御紹介していただければと思います。

○中村調査課長

今、神野先生からお話がありましたように、既に調査している部分はありますので、その資料はまた御紹介させていただければと思いますが、アメリカなどでは、不正受給の問題というのがかなり大きく取り上げられております。規模などについては、手元に資料がございませけれども、かなり大きなことになっているので、不正に給付を受けるということをどうやって防ぐかということが絡んでいる。

先ほども御指摘がありましたように、低所得者の方も申告をしなければいけないということになりますので、そのときに申告を助ける場合に手数料が発生するということもございまして、専門家の方ですね。税理士のような方にその手数料を支払わなければならないという問題もあるのではないかということはおっしゃっております。

また整理して、資料を出させていただければと思います。

○神野委員長

池上委員はすぐ戻られるんですが、カナダで評価が何か簡単にあれば。

○池上委員

特にはないのですが、先ほど田近先生がおっしゃられた、以前の税調の海外調査報告を私もインターネット上で拝見したことがございますけれども、アメリカは今言われたとおり、不正受給の問題が大きくなっているが、カナダはそうでもないと書いてあったような記憶がありますが、そうでしたか。

○神野委員長

池上先生の感触は。

○池上委員

特に問題があると聞いたことはありません。

○神野委員長

わかりました。

それでは、順番で、関口委員、何かあればお願いします。

○関口委員

この給付付き税額控除の基本的な発想は、恐らく申告による所得情報を用いて移転的な給付をいかにするのかという発想だろうと思っています。その観点から様々な問題があって、1つは申告を全員がやるのかどうか。どの程度までの範囲になるのかというところが問題になると思いますし、あるいは番号制度の使い方で、今日挙げていただいたそれぞれの国が、私の記憶違いだったら訂正していただきたいのですが、全て多分番号制度を入れている国ではないやもしれないという記憶があって、そうすると番号制度と所得捕捉との関係を少し詰めるといいかなと思います。

多分、イギリスは番号制度ではなかったかもしれない、そういったところで何か改革がなされているということであれば、何らかイギリスで所得捕捉に関する議論があるのではないかと思います。

これは間違っていたら訂正をしていただければと思いますけれども、そんな気がしていません。

2つ目ですけれども、これは単位の問題で、それは所得を捕捉する単位を世帯なのか、あるいは個人なのかということになると思うんですが、捕捉をする単位が個人であったとしても、それを世帯でどこまで所得を把握するのかという話と、給付面でも、その給付をするのが個人なのか、あるいは世帯なのかというところで、税制と何らか組み込むとすれば、単位がずれているとなかなか難しいかもしれないという意識がちょっとありますので、その辺は議論ができればと思います。

最後ですけれども、最後は植田先生がおっしゃられたように、移転的な給付といった場合の移転的な給付というものが、現金給付を意識しているのか、あるいは現物給付までとらえ

て意識を広げるのかというところが少し気になるころではあります。

以上です。

○神野委員長

課税単位は、日本と違っていろいろ修正はしていますけれども、原理的には世帯単位で出発しているところが多いので、当面、この表などを見ると、原理的には世帯でつかまえて、後で税率とかいろいろ使いますが、日本とはやや状況が違うところが多いと理解しておいていいんですね。

中里さん、お願いできますか。

○中里委員

ミーンズテストが機能しないということですね。全員が申告していて、税務署が全ての納税者の情報を何らかの形で把握できるのであれば、多少の不正はあったとしても、総体的にはうまくいきますが、日本はそうになっていないものですから、全納税者の名簿さえないわけです。税務署が押えているのは金持ちの人だけですから、8割方持っていない、そんなことはないですか。給与所得の人がいますから、でも、それは企業が持っているものであって、税務署は余り持っていないと思うんです。だから、動かないと思うんです。

しかも、所得税の中で資産額を使うといたら、所得税ではなくなってしまうから、所得税の申告に資産額を申告させるというのが果たしてできるのかとかという問題も起こってきますので、今のままだとなかなか対応が難しい。やってできないことはないでしょうが、なかなか難しいと思うので、池上先生のおっしゃったとおりです。

もう一つは、関口先生がおっしゃいましたけれども、夫婦2人で片方が他方を扶養しているのであれば、そういうのは世帯単位ではないですが、個人単位の中で世帯単位的な要素に入られますので、2人とも所得がない場合には、1つの単位として貧しいのか、2人貧しい人がたまたま一緒に住んでいるのか。これは哲学的な論争になってしまって、どうにもならないので、タックスの場合と給付の場合とで単位を分ける。だから、何かの哲学が必要になってきますね。

それから、これは法律的な話ですが、取る手続というのは行政法的なもので、配る手続というのは定額給付などがそうでしたけれども、民法的なものです。課税庁に取られ過ぎで文句を言う場合には行政手続でいくし、もらう額が少ない場合には民事手続でいくということになるんだと思うんですが、行政手続と民事手続を1つのことに両方混在させるというのは、学者が怠惰なせいかもしれませんが、私たちはそんな理論構成をやれと言われてもできないということです。

それから、企業で配っている手当を国に肩代わりせよという雰囲気うかがえるとすると、これは何か方向はそれでいいのか。それがいいという考えもあると思いますが、出てくるといことです。

しかし、文句をつけるのは簡単なんですけれども、給付付き税額控除は執行が困難であると。そのとおりだと。いろいろ問題があると。しかし、複数税率はもっと執行が困難だろう

と。納税者も困る。少なくとも、給付付き税額控除の方は納税者が困ることはないわけですが、複数税率は事業者が頭を抱えてしまいますので、そうすると2つ悪いのがあって、どちらにするんだと言われたときに、これは複数税率よりは給付付き税額控除の方がちょっとはいいかなと。そうすると、簡素な給付措置を何らかの形で考えていって、余り野暮なことは言わないという方向に持っていくということなのでしょうかね。その簡素な給付措置を給付付き税額控除と呼べば、それで満足の方がいらっしゃるのであれば、名前の問題ですから、効用というのは理論的にはいろんな名前が付けられる話なので、それはそれでいいと思うんです。だから、複数税率との比較の問題で考えるとしたら、私はこちらの方が場合によってはですね、ただ、組み方が難しいですがというふうに思っています。

○神野委員長

大体、委員の皆様方にちょうど半分くらいまで御意見を伺ったところだと、執行上の問題と、そもそも日本の所得税制がなじむかどうか。そのときにどういうクリアすべき問題があるかという点ですかね。どちらから行きましょうか。

井手委員から行きましょうか。

○井手委員

今の中里先生の御意見と私も同じようなことを考えていまして、軽減税率とどちらを選ぶのですかと言われれば、そうかなという気がするということをまず申し上げたいんですけれども、ただ、幾つか感じていることを申し上げたいと思います。

1つは、民主党の税の理念ですね。これはある友人の先生から聞かれたときに答えられなくて恥ずかしかったのですが、もともと公平・中立・簡素という世界的な税の理念があった一方で、今回、民主党が公平・透明・納得と組み換えたわけですね。ここでこの納得という言葉が入ったのは、本当は財政学的に言うと、租税理念のパラダイムシフトとも言うべき大きな変化だと思うんです。そのことの意味を少しちゃんと考えたいなと思っています。

まず、その納得の前に公平なんですけれども、一つは低所得層対策として、給付付き税額控除へというのは一つの説明だと思うんです。ただ、ほかの説明であれば、私が思うのは、他の税とのバランスの中で消費税は低所得層の負担が相対的に大きいけれども、今度は所得税や相続税を組み合わせることによって、ちゃんと富裕層にも応分の負担をしてもらっているというバランスの中で議論をすることも可能だと思うんです。そうすると果たして、低所得層対策が本当に必要なのか。むしろそうではなくて、富裕層に対する課税をもっとしっかりやるという中でバランスを取るという議論も本当はあっていいのではないかという気がしております。

題名が長いので省略しますが、そのときに今回のここに出している法律案を見れば、当然この所得税と相続税の問題は入っているわけですね。その中でそれを踏まえた上で申し上げますが、ただ給付付き税額控除を実施するとしても、その所得控除から税額控除へという変化が起きていくとしても、これは金融所得とかの話ですが、課税ベースの侵食の問題や税率が極めてフラット化しているという問題をほったらかしにして、そこでこういう改革を行っ

ていくということになると、むしろ中低所得層の負担で低所得層に給付を行うことになりかねないわけですから、給付付き税額控除を実施するとしても、なお、残された問題があるのだということを考える必要があると思うのが、公平についての1点です。

次に、納得の問題について考えてみたいと思うんですけれども、ウェルフェア・トゥー・ワークとよく言われた表現ですね。この給付付き税額控除を支えた理念というのはそういうものだと思います。ただ、ワークフェアと言っても大きく2つのトレンドがあるように思うんです。

1つは、福祉を給付する。その条件として就労を求める。言わば就労を回避することへのペナルティとして課税を措置するという考え方が一つであって、もう一つは職業訓練などが典型だと思いますが、社会サービスを充実させていく中で就労の可能性を高めていきたいと思いますという議論がこのワークフェアのもう一つの柱だったと思うんです。これが今日、植田先生や関口先生がおっしゃったような現物給付や社会保障制度全体の改革と関わる問題であって、結局はどちらにしたいのか。給付付き税額控除を考えると、労働回避のペナルティにしたいのか、あるいはもっと人々の就労可能性を高めることを考えたいのかを明確に理念として打ち出す必要があると思います。

そのときに結局、低所得者層の生活を豊かにしたいからやりましょうねという話なのか、あるいは低所得層にもちゃんと働いてもらわないと困りますよという話なのか、更に言えばGDPを増やしましょうという話なのか。このことを考えたときに、低所得層の生活の豊かさは決して所得だけでは捕まえられるものではない。その意味で現物給付の拡充や先ほどのワークフェアのもう一つの流れで言えば、積極的労働市場政策のようなものとセットにしながら、こういう議論をしていかないと、本当の意味での低所得者層の生活の豊かさは追求できないのではないのかということを考えます。

あと最後に、私は法律の専門家ではありませんが、財政学の常識から考えて少し分からないことがあるので申し上げたいと思いますが、歳入の段階で歳出のことまで決めるとするのは、そもそも財政学の原則だと分かりにくいんですね。それは単年度主義の問題であります。

もう一つは、永久税主義を取っているような日本の場合、税法で一旦決めてしまっただけで、歳入の方はずっとこれで動いていくのに対して、本来、毎年毎年決めるべき歳出について、その将来の歳出を現段階で決めるということは、一体どういうふうに理解すればいいのか。こういった制度を導入している国は毎年、歳入法を入れていくような国ではないかと思うんです。そういう中で、日本のような法律の在り方において、そもそもこういうことは論理的に可能なかどうかは疑問があることを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○神野委員長

これも日本のように一年税主義で、予算は法ではないという法体系を取っている日本の特殊な状況の下で可能かどうかというか、問題点が出てくるのではないかという話ですね。

○中里委員

今の話は、昔ですけれども、要するに突き詰めると、憲法問題になってくるわけですね。そういうお話をしたら経済学の先生に、法律家はだから駄目なんだとえらく叱られたんです。

○神野委員長

どうもありがとうございます。

では、田近委員。

○田近委員

さっきは技術的なことを言いましたけれども、今度は考え方について述べさせていただくと、若干そもそものなるのですが、ここで給付付き税額控除を議論する意義というか、目的は何なのだろうということですが、話としては3つくらい言いたいです。

大きな給付付き税額控除というか、タックスレートを持っている国としては、知っている限り、アメリカ、イギリス、オランダですが、それぞれの国はそれなりにウェルフェアと所得税改革のものすごく大きな問題の中でこれを出してきているわけですね。

アメリカのアーンドインカム・タックスクレジットという勤労所得控除というのは、そもそもウェルフェア・ディペンデンシーというか、ウェルフェアをもらって働きに行かない人に対して働いてくださいと。働いたときにはクレジットをあげます。したがって、あなたの所得が低ければ、働いた以上のお金がもらえます。ただ、あるところからは、次第に給付を下げていきましょう。

イギリスの場合は、前の税調で議論をしたときにイギリスの方がいらっしゃって、あるいはイギリスに行ったらそうなんですけれども、チャイルドクレジットというのがあって、これはゴードン・ブラウンの夢みたいな話があって、彼は労働者階級から出てきて、何度もそのときに説明を聞いたのは、スティグマという言葉があって、要するに社会保障としてもらうと、資格は見せているんですけども、それはもらいに行くのは恥ずかしい。そうではなくて、タックスシステムができれば、堂々ともらえるんだというので、何回かそれは話の途中で確認したり、イギリスに行ったりしても確認できました。

オランダは、私は税制の意味では一番面白いと思うんですけれども、保守陣営と革新陣営のある意味の折り合いみたいな形で入れていった。保守陣営は最高税率は高いのを下げてくださいと。革新の方はクレジットというか、社会保障をくださいと。折り合ったのは、所得税の所得控除はなくしましょう、根っこから取ります。取る代わりに低所得者の人たちに対してはタックスクレジットを上げます。ちなみにここで所得税には社会保障まで入りますから、立ち上がりから30%くらい行くわけです。

オランダで何回も質問の中で聞いたのは、税金を払っていない人に何でマイナスで返すんだということはある得ない。といっても社会保険料まで取っているから返しがいいがあるとか、十分できる。面白いのは、オランダは同時に資本所得課税はボックススタックスにして分離課税にしているんです。言いたいのは、そこを全部蒸し返す気はなくて、それぞれの国がものすごく大きな問題とウェルフェア・ディペンデンシーだとか、あるいは時の大蔵省、あるいは総理大臣の夢みたいな議論とか、オランダは税で抜本的な改革でやっていった。

そういう議論を我々は重要ではあるけれども、消費税の逆進性対策でこの議論に入っていくのが、問題のこの程度としてふさわしいのかなというのが、違和感として私はずっとある。それらの大きな問題として、これまで税調でも議論をしてきたはずではないかと。

日本で低所得者対策はというと、この大綱ですけれども、皆さんはよくお読みになっているからあれですが、6に貧困格差対策の強化、重層的セーフティネットの構築というので、いっぱい書いてあるわけです。ここの中に問題意識として、重層的セーフティネットとして、低所得者対策はしていますと言っているわけです。それに対して、クレジットは必要でないと言っているわけではないです。

でも、ここの関係はどうなんだろうというのを足し合わせていくと、給付付き税額控除は、名前はともかく、そもそも日本で言い出した本人の一人ですから、その意義は十分認めるし、私の頭ではオランダ型の方がいいのかなと思っていますけれども、こういうはずではなかったというのがあるんです。

話を戻すと、一つだけお手をわずらわせるのは、資料の諸外国の制度についてという資料の一番最後を御覧になっていただきたいのですが、どこを指摘したいかということ、諸外国の所得税収を御覧になっていただくと、アメリカは68兆円と大きいのが決まっている。イギリスも18兆円、ドイツが10.3兆円、フランスは5.1だけれども、これは皆さん御存じのように、そのほかに一般社会税があるんですね。カナダは8兆円、日本は12.9兆円しか取れていないんですね。そもそも我々のやる大きな問題というのは、専門家委員会の資格としてやるべき問題は、個人所得税をどう考えるのだと。その中で給付付き税額控除をどう考えるんだという課題であるべきだし、だったはずだと思うんです。

もう一つ、中村さんに、この表で予算額という上の方で、これははっきりしないんです。歳入減と歳出と書いてあって、今日はこれ以上深くは言いませんが、イギリスは歳出（給付）とか書いてあって、はっきりしないですね。いずれにしても申し上げたいのは、もう一つ言いたいのは、これは始まると抜き差しならないんです。イギリスもアメリカも始まってしまったらものすごい額になって、イギリスに行ったときに、みんながチャイルドタックスでいろいろ専門家が悪口を言うんだけれども、やめますかと言ったら、もうやめられるようなところではないんだと。アメリカもそうだと思うんです。

さっき言ったのは、構想で議論をしたときの話ですけれども、そんなに簡単にやるようなものではないから、きちんと概念化しなければいけない。私自身はさっき言ったように、方向性についてはオランダ型のものをやるべきだと思いますけれども、それも申し上げたい。ということ足し合わせてきて、この場で何を議論するのかと言ったら、一体改革大綱で書いてあるように、重層的セーフティネットワークをきちんとやって、国民にはこういう対策もしていますよと。それでも何かしなければならぬ、する必要があるということが、推計して実態把握をして出てきたら、簡素な税額控除でとりあえずここを済ませて、これだけのメンバーで集まっているわけですから、給付付き税額控除というなら、それはその土俵を変えてというか、本来の土俵でやるべきかなと。

したがって、消費税に対する対策としては、重層的なネットワークは非常に重要で、これを国民にきちんと伝えると。なおかつということが家計の負担とかの数字でちゃんと出てきたならば、そこでとりあえずは簡素なものだと。ここでそれ以上のものを仕組むというのは、私は 12.9 兆円の実力しかない我々には、荷の重い課題ではないかと正直思います。

○神野委員長

これも広めに議論しますので、最初の御意見は所得再分配機能というか、社会保障政策としての給付付き税額控除ということを考えていたんだけど、逆進性対策ということに焦点を当てて、やること自体に本来、社会保障政策としてやる給付付き税額控除であれば、理念的にいろいろ考えられるけれども、後者で更にやろうとすると、そもそもというような御疑問ですね。

○田近委員

はい。でも、分かりやすく最後のところは数字で言いましたけれども、日本の 500 兆円からの経済で 12.9 兆円の個人所得税しか、個人所得税というのは、法人税ほどそんなに簡単にアップダウンしない。勿論しますけれども、非常にしっかり取れるものですが、12.9 しか上げていない中で、そこにきちんと議論を当てていくというのが我々の専門家としての見識と議論ではないかと思えます。その中で給付付き税額控除をするならいいだろうと思えます。

○神野委員長

もともとと税収調達機能と再分配機能を高めるということは言っていましたので、こちらとしてはおっしゃるとおり。

では、すみません、三木委員。

○三木委員

先ほどから各委員のお話を聞いていて共鳴するところが随分あります。井手さんがおっしゃっていた永久税主義との関係については次のように考えています。明治憲法の場合には明文で永久税主義が規定されていましたが、日本国憲法の下では、そのような財政運営を強制する必要はないので、明文から落としているわけです。ですから、国民のためにふさわしい制度であれば、永久税主義にこだわらずにそれをやっっていけばいいのではないかと思っています。

今日の紹介された諸制度を拝見していると、外国の制度はいろいろですね。私が考えていたのは、給付をする税額控除、給付付きの非常に積極的なものをどう考えるかという点で少し申し上げてみたいと思っています。先ほど各委員の御議論にあったように、この制度を導入しますと今までの税というものの考え方からすると、かなり抵触するものがあるんだろうと思います。中里さんが無理だよといろいろとおっしゃったのは、そういう意味でよく分かります。

ただ、我々が経験してきたこれまでの税をめぐる概念というのは、基本的に納税者と税を使う主権者とが食い違う時代が大部分で、そういう時代につくられてきた概念です。今日においては我々納税者が同時に主権者で、この人たちの意思で税の使い道を決めていくという

社会になっているわけですから、この機会に税というもののあり方をきちんと問い直してみ
るという必要はあるだろうと思っています。

そういう意味で、今回こういう問題が我が国で議論できるようになったというのは、大変
重要だろうと思っています。しかし、同時に、それだけに大きな問題を抱えていますから、
単に逆進性対策だけではない問題もあるかもしれない。そんな感じをして、聞いていたわけ
であります。

日本の場合、このような給付付きのものをやっ払いこうといたしますと、先ほど言いま
した申告制度の問題が関わってまいりますので、これをどう担保するのか。確か国民のうち、
申告している人の割合は18%くらいしかない国ですから、これを飛躍的に高めなければいけ
ない。とりわけ低所得者の申告は従来ないわけですから、これをどういう形で支えるのかと
いうことを、関連する専門家の問題も含めて考えなければいけないという課題に直面するわ
けです。

同時に所得税法自体のところでは、給与所得という所得類型が御存じのように源泉徴収と
年末調整で、国にはある程度データは行ってはいますけれども、申告というものと直結しな
い形になっておりますので、給与所得の課税の在り方にも多分これは連動してくるのかなと
思って、この制度を見ていたわけであります。

理念として、いずれにしましても、このような制度を入れますと、租税というものの性格
が本質的に変わってきそうですので、きちんと国民にも理解をしてもらって、日本社会で税
に通じての支え合いのようなものができるのかどうか、議論をする場が必要なのではないか
と思いました。

次に、こういうものを実際にやろうとするときに、どういう制度設計をするかという技術
的などところについて考えてみますと、これは所得の把握は当然正確にやらなければいけない
という課題はありますが、その上で所得だけを基準にできるのかどうかという問題もありま
す。これは皆さんが先ほどからおっしゃっている資産関係をどう見るか。資産保有を一定の
制限要件のようにするのか。それとも資産を数値化し、例えば不動産などを持っている人の
場合には、帰属収入を加算したものにしていくのかといったようなことなどが併せて考えら
れなければいけないのかもしれないと思っております。

2番目に、このような制度を入れた場合には、当該年度の所得だけを基準にするのか。そ
れとも過年度の所得というものを見るのか、累積していくのか、あるいは数年間の加重平均
をしていくのか。制度としては、様々な方法があり得るだろうと思います。そういう意味で、
当該年度の所得だけでいいのかという問題も考えられる。

先ほどもう既に出ておりますように、当該個人の所得だけを基準にするのかという問題
もあり、世帯も加味するのか、あるいは扶助義務のある親族等も加味していくのか等々のい
ろいろな問題が関連して出てきそうで、これを実現可能性を加味しながら、当面はまず逆進
性対策という観点から、どこまで現実的にできるかということを検討していく必要があります
です。難しい問題もいっぱいありそうだなと思っておりますが、導入に際してはできるだ

けシンプルで、国民の理解が得られやすいものにするよう努力すべきだと思っています。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

一当たり御議論をいただいた上で、なお御発言があれば、頂戴したいと思いますが、いかがですか。一応、今までの議論でいくと、これを導入するに当たって、日本の特に執行制度、租税制度、更には広く財政制度、勿論ここで意識されている社会保障制度に全部リンクしてくるので、これはかなりいろいろ考えていかないと、かえって低所得者層の軽減どころか、逆の問題点を生じかねないというような御指摘が、皆さん方の御意見を総合すると、大体そういうことになるのではないかと思います。

ここは一応スタッフですので、当面、諮問された問題について、元の会長とお話をさせていただいたときには、スタッフとしての意見、問題点をずっと並べておきますと。ただ、こういう前提をすればこうなるけれども、こういう前提をすればこういうふうになりますというようなことを含めて、答申を申し上げますと書いてありますので、次回以降、どれがどれというわけではありませんけれども、一応検討すべき論点について、様々な本質的な問題がずっと出てきたと思いますが、これを深めていって、こちらとしてはあくまでもスタッフなので、これをクリアするにはこういう問題点をやらなければならないというようなことを含めて、今後、議論を継続というか、共通認識を持つために少し勉強をしながら、それぞれの御認識、それぞれの専門分野での御意見を頂戴しながら進めていくというような形態にしていくしかないかと思っておりますが、特に御発言がございましたら、頂戴したいと思います。

中里さん、何か言い足りないところはありますか。こういう条件だったら、こうなるのか、ここをいじらないと駄目だというようなことを含めて、議論を頂戴できればと思っています。

植田委員、どうぞ。

○植田委員

いろいろ御議論いただいて、大変勉強になりました。個別具体的な問題と大きなビジョン、像に当たるような問題と、非常に短期の話と、中長期の話と、混在しているようなところがありまして、どの部分を議論しろというふうに特に言われているのかということについて、全部議論したらいいと言ったらそういうことで切り離せないとは思いますが、その辺りについてはいかがでしょうか。

○神野委員長

先ほど政務官からも御説明いただきましたけれども、当面の、皆さんがおっしゃっている、簡素な方でいいのではないかというのは既に別途、私どもではないところと言うとあれなのですが、きちんと進んでいますので、それではなく、中長期というのはどういうものを中長期と言うのか、なかなか難しいのですが、ほぼ平成15年度辺りから予想されている番号制度とかなんとかも、先ほどお話がございましたように、導入され定着した暁の話ですので、

その段階でどうかという議論になります。

もうちょっと別な観点ですか。今の観点でいいのですか。

○植田委員

はい。

○神野委員長

なので、当面の簡易なものではないものについて御議論いただきたいというのが政府税制調査会の方から御下問をいただいている、そういう理解でよろしいですね。

○中村調査課長

はい。

○神野委員長

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

これまでの経過は、政務官から話してもらった方がいいのだらうと思いますが、恐らく答申されている背景には、既に消費税を今の予定では2014年4月から入れる。でも、そのときまでにはまだ給付付き税額控除ではなくて、簡易な給付措置を入れる。それで2015年10月で、その導入後にはこの簡易な給付措置ではなくて、給付付き税額控除を逆進性対策として導入するのが主な理由で、ですから、先ほど中里先生がおっしゃったように、今、2つの意見がありまして、逆進性対策はいわゆる軽減税率を導入するか、あるいは給付付き税額控除かというような議論がやや党内的には少しあって、そんな議論が背景にあるから、多分そういう問題意識で恐らく先ほど提起されたのではないか。

ただし、先生方がずっと議論されているように、私は実は番号の問題、マイナンバーをやっておりますと、マイナンバーのシステムを考えるスタッフの方たちから、ところで、給付付き税額控除は何をどのような仕組みで入れるかを明確にしてもらわないとシステム設計はなかなか難しいですよということで、例えば世帯なのか、個人なのかとか、そういう問題が整理されないと作成しようがないですよというふうに言われています。私も、今、皆さん方が先ほど議論されていることと同じ問題を実は痛感しています。かつては、番号制度を入れて、そしてマイナンバーというインフラによって所得情報を提供すれば給付付き税額控除は簡単にできるだろうなどというふうに思っていたのです。

けれども、それはそう簡単ではないのだなということもよく分かりつつ、ただ、先ほどの政務官からの諮問が全てでございますが、背景的には今のような議論があって、私は、野党時代に作成した民主党の税制改革大綱というのは、とにかく複数税率を入れたら各業界をバックにした様々な政治家が物品税の世界へまた戻して、租税特別措置の世界と両方合わせて大変な騒ぎになるから、これはやめた方がいいというのが議論してきた経過なので、そういうこともあって、様々な類型を整理していただければいいのかなと思ったりしておりますが、将来的にはやはり、先ほどおっしゃった所得税が対GDP比で2.7%しか入っていないというところをどうするか。それと、やはり基礎控除が余りにも低過ぎて、これで本当に基礎控

除たり得ているのかとか、いろんな問題がたくさん、控除の問題もあると思いますので、これはまた是非、先生方の専門家委員会でやってもらったらいいのかなと聞いていて思いました。

私の感じたところだけ申し上げました。

○神野委員長

田近委員、どうぞ。

○田近委員

やはり、ここでの議論の射程をもう少し明らかにしてこないと、何回やってもぐるぐる回るような気がしまして、ですから、消費税のいわゆる逆進性対策に関しては大綱で、先ほどから言っている貧困・格差対策の強化、重層的セーフティネットの構築を含めて、これではまだ足りないのか。どこまで足りなくて、それを補うためには簡素な給付付き税額控除がどのぐらい必要なのかという議論でこの議論を閉じるといいますか、一つのゴールにするのか。それ以上になりますと、やはり個人所得税との全体の中で考えるときには、所得控除の在り方はそもそもどうなのか。それは恐らく、峰崎さんがおっしゃったのは、基礎控除を大きくして、他のものは整理するというような形にする。

そもそも控除が比較的大きな人は、税金を払っていない中で、なおかつ消費税のために給付付き税額控除をそこだけ取り出そうというのは、そういう議論をしている国はまずないと私は思いますし、ですから、まず射程として、今回2015年までに、仮に今の5%から更に5%上がって10%になる。そこまでの対応として何がふさわしいのか。そこで簡素な制度では不足するのか、駄目なのかというのが第1点。

それから、先の議論まで行こうとすると、これは当然、本来はむしろ、ここでの知見というのはそういうところまでやるべきなのだと思いますけれども、ただ、それをどのぐらいの時間の規模で、範囲でやっていくのかとなりますと、わけが分からない。ですから、そこはもう少しきちんと言いますと、やはり議題の範囲というのを詰めておく必要が非常にあるというのは、私は思います。

前者の方でしたら、こんな議論ではなくて、やはり家計調査を見て、幾ら必要なのかという数字を見ないで、こういう制度がある、ああいう制度があると言っても、それはほとんど意味がないと私は思いますよ。

○神野委員長

多分、ここも漠として進めざるを得ないので、おっしゃるように、簡素な給付措置と、それから、様々な社会保障制度として、低所得者に対する社会保障制度を手厚くしていくということが行われるわけで、それでは不足なのかということだろうと思いますが、そういう低所得者対策と、ここで考えているいわゆる括弧つきの給付付き税額控除とどうリンクさせ、また、逆にそちらとどう整理していく場合もあることを含めて議論していくことをやらざるを得ないかなと思っているのです。そこはそれでいいのではないのかというふうにはいかないと考えておまして、これも幾つものものと並行して、横目で見ながら議論してい

こうかなと思っておりますので、ここで検討していただく領域はかなり広がるかと思いますが、少し幅広に進めていって、横目で社会保障制度の改革、あるいはこちらから言うこともあるかと思いますが、そことの対応で焦点を徐々に絞っていくということをしていくしかないかなと思っています。

したがって、最初は少し広目に出ていかざるを得ないと考えていますが、それで御納得はいただけないですか。

○田近委員

相当大きな問題なので、やはり 2015 年までの対応とするならば、イメージ的にはこういう家計を考えて、こういう低所得者対策をして、このぐらい行きます。あるいはそれだけではなくて、社会保障の場合には非常に大きなリスクですから、高額医療費に対する、この低所得者対策はものすごく大きいと思うのですよ。

ですから、そういうものを踏まえて、まだ不十分であるならば、一体幾らぐらいを配ればいいのか。それはそんなに大きな額であるはずはないので、そのために給付付き税額控除を、今、御指摘になったものをここで制度として考えるのか。ですから、私は何度も言うように、本来そういうふうなものを導入すべきであると思いますけれども、でも、それは違っていたら、もっと本質的な議論で、それもやるべきであるとなるなら、個人的には喜んで、この大きな議論をさせていただきたいと思いますが、ですから、そこはやはり、今回はもう少し議論を確認した方がいいと思います。

○神野委員長

どうぞ。

○中里委員

恐らく基本的な方針をお示しいただくと議論が楽だと思うのですが、1つは田近さんがおっしゃったように、所得税内部の話として、少なくとも財政中立的に仕組むのか、所得税の税収を減らしてしまっても構わないと考えるのかということをもとに政治的に示していただくということ。

2つ目は、個人が払った税金以上に受け取ることが可能か。ドイツはノーなのですね。それをマイナスのタックスというものが有り得るのかどうかということに関して、ある種の方向性を示していただくということが2つ目。

3つ目は目的ですけれども、子育てのためなのか、働くインセンティブのためなのか、あと、格差対策のためなのかとか、何の目的かによってどういう人に配るかが決まってくるわけですね。ただ給付しますではみんな欲しいわけで、それではどうにもなりませんし、そういうことをお考えではないと思うのですよ。ですから、どんな方にどんな目的で配るのかということをお示しいただく。

それはここで我々が決めるわけにもいかないでしょうから、その3つのことを御指示いただけると技術的に先に進めるのかなという感じがするのですけれども、そうは言っても、そう簡単ではないというのは勿論分かっているのですが、一応お伺いしたいという感じです。

○神野委員長

これも、私どもはスタッフなので、ラインの進み具合との関連で絞られてきたときにやるというふうには言わざるを得ないので、先ほどのことと言えば、何のためにやるのかということも、今のところ両方書かれているわけです。両方といいますか、つまり、この御議論では逆進性対策であるというふうには決め打ちというのか、少しそういう意見が強かったわけですが、必ずしもそれを言っているだけではなく、両方言っていますので、そこは繰り返すようですが、漠として進めていって、後で絞っていくということしかありません。

そうは言っても、目的がない限りと言われても、それはそうなのですが、当面は幅広く、こういう目的ですとこうだというようなことを含めて議論していったらいいかな。

○田近委員

そこまでおっしゃるなら、せっかく今日は副大臣と政務官がいらっしゃっているのですから、議論はこれから収束していくというプロセスでどんなふうなお考えなのかを伺っておいた方がいいのではないですか。

○神野委員長

私どもは抽象的にいただいた御諮問をもとに、漠として進めていく。議論していくうちに絞られていくというのが普通のプロセスなので、そういう方法でやっていこうかなと思っております。

○三谷財務大臣政務官

今日も先生方から指摘された、まさに様々な論点があるものですから、簡素な給付措置の方は党のワーキングチームの議論の中でもかなり絞られていますけれども、今日も御指摘をいただいたような問題がかなり広角度にありますから、またマイナンバー制を導入し、定着し、また御指摘をいただいた申告制度、捕捉の問題もこれあり、今、神野委員長が言われたように、こういう場合にはこうなるというような広目の論点を是非とも提示いただいて、これから、この政府税調の中でも、また党のワーキングチームの中でもしていく、詰めていく議論の参考になる取りまとめをいただければ我々としては有難いと思っております。

○神野委員長

副大臣、どうぞ。

○大島総務副大臣

給付付き税額控除等に関する経緯等々、先ほど説明がありましたけれども、また皆さんの御議論を聞かせていただいて、まだ私の方で次の段階の具体的なイメージは持っていないわけです。我が国としてどのような制度を入れた方がいいかというイメージを、政治家として持っていればこういうふうにしてほしいということと言えると思うのですが、多分、2015年以降というのは新しい世界に入っていくわけですね。そのときの論点として、峰崎参与、まだ詰めなくてはいけない論点は結構たくさんありますね。ですから、そういうことの御議論なのかなと思ってずっと聞かせていただいていたのですが、なかなか1億2,700

万人の様々な立場の方たちがいらっしゃっていて、どのような制度にするか。それで、諸外国も含めて、どれが一番よく機能しているか。あるいは税額控除等と書いてありますけれども、本当は給付だけでいいのではないのか。カナダのような議論だってあるわけですし、ですから、そういう我が国にとってどういう制度が一番いいかなという論点を、三谷政務官が主に税制で携わっているのですから、そういうことを御議論していただくかなと私はずっと聞いていたのですが、峰崎参与はいかがですか。

○峰崎内閣官房参与

この過去の歴史的な経過を冒頭に、実は旧政府税調でも1回やっておられるのですね。その上で附則104条にも自公政権の、これは麻生政権のときだと思いますが、ちゃんと給付付き税額控除も含めて検討しましょうと書いてあるのです。ですから、この問題については、今の政権もそうですし、自公政権時代の与党の皆さん方も、この給付付き税額控除は検討して、日本でも入れていこうではないかというところの何か合意ができていたような気がするのです。ただし、それは何のために入れるのですか。あるいは制度設計上、非常に厄介な問題がたくさんあることは恐らく、今日の専門家委員会の議論が初めて出てきたと思いますので、そこら辺の論点を整理していただく必要があるのかなと思ったりします。

そして、神野先生が先ほどおっしゃられたように、入れるとした場合、先ほど中里先生が非常に要領よくまとめていただいたように、所得税の中でやるのかとか、マイナスの所得税になるのはいいのかとか、あるいは目的は何かという、そこの辺りがうまく論点整理されていったら、我々は後で多分、政府の税制調査会や、あるいはもしかしたら今後の与野党間で議論されるポイントになるかもしれませんけれども、そういう中で、こういうA案、B案、C案でいくとこういうことになると整理できたら、多分、今、副大臣がおっしゃったように、初めて我々もこの問題について挑戦をしていくわけなので、そのあたりは是非、いい知恵を出していただければと思ったりしています。私は今、聞いて勉強になったなと思っています。

○大島総務副大臣

あと、事務的な部分ですね。特に役所の皆さんはこういう論点についてフィージブルかどうかを多分まとめられるのかなとは思っていますが、その点についてはいかがですか。

○中村調査課長

事務方としてでございますけれども、これまでの経緯の中では、ある意味、ダブルトラックでといいますか、所得税の課題として、それから、消費税の逆進性対策という点の両方が掲げられてきているということでございます。恐らく、かぎつきで申しますが、給付付き税額控除というものについて、なかなか切り離した形で議論するというのは難しいのかなという感じはしております。

私ども、国会の委員会で議論されている中で気になっておりますのは、やはり執行とか申告との関係をどうするかというような話でございますけれども、それは番号制度の仕組み方とか、あるいは給付付き税額控除全体をどう仕組んでいくかという話があるかと思えます。テクニカルな論点とかかなりあると思えますので、そうした制度の仕組みについてという

ころを御議論いただくという話の一つあるのだと思います。

もう一つは、田近先生がおっしゃりますとおり、ごっちゃのままでもいいのかという話はあるのかもしれないのですが、給付付き税額控除というものを導入していくときにどういう位置づけになるのか、政策目的としてどうか。これまでの議論の蓄積というものもございますけれども、その中でこういう政策目的のときはこういう仕組みとか、そういったところが恐らく出てくると思いますので、そういったところを御議論いただくということなのかなと思っております。

○神野委員長

いいですか。

○田近委員

やはり思うのは、給付付き税額控除というものは、先ほどアメリカのケースを言いましたね。イギリスのゴードン・ブラウンの話もして、オランダも申し上げて、ドイツへ行ったときは、うちはそういうことは考えられない、税で配るなどあり得ない。申し上げたいのは、やはり税の根幹に触れる、ビジョンに関わる問題なわけですよ。ですから、やはり私はそのときの政治のリーダーシップと申しますか、そのビジョンで、スタッフだからここで議論しろと言っても、それは最適所得税から始めて、こうあるべきだというのはできると思うのですけれども、この世界各国、アメリカ、イギリス、オランダ、ドイツとかを見てきて、やはり政治と申しますか、政府の人のビジョン、これがあって、スティグマがよくない。ですから、財政学者がいろいろ言いますが、税で配るのだ。それで大きくなって、それはスティグマを回収する政治的なコストなのだ。それは一つのビジョンだと思うのですよ。それをここで議論しているというのは、ある意味で議論できたわけで、そういうふうになればそういう問題は起きます。

いずれにしても、注意しなければならないのは、大変な税収ロスになります。ですから、民主党がというわけではなくて、やはりそのときの政府がこういうビジョンでやりたい。そこで所得税をモビライズしたい。おまえたちにそれを考えてほしいというのは一つだと思うのです。そうではなくて、本当にエキスパート・コミッティで、ある意味で税額控除についてはレポートをまとめろというのなら、そういうスタンスでもいいのかな。ですから申し上げたいのは、何回も議論してきていますし、非常に所得税の超根幹の問題なので、やはりいろんなものを合わせて大ざっぱに進めるというのがどこまでできるのかなというのは、この問題に関しては相当、私は長いこと、この問題を考えてきた人間としては難しさを感じます。それなりに、ある意味で政治の表現できる場だと私は思うのですよ。

ですから、そういうことを思ってきたので、ここの場のファンクションというのは一体どういうものなのか。中里さんや三木さんのおっしゃるような形のものであれば、それはまとめられるかもしれません。そういうものであるというのなら、それで一つの仕切りかなというように思っています。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

今の点について言いますと、そもそも社会保障制度として給付付き税額控除をどう位置づけて使うのかという発想方法でやるのか。この場合には、割と私の理解ではアングロサクソン系の社会保障制度を前提にした国々が割と入れているわけです。そうではない国は、スウェーデンのような例を見れば、給付付き税額控除を社会保障制度として割とそうは利用していないので、それはまたそれで考えなくてはいけないのですが、そういう観点で給付付き税額控除を議論する視点と、もう一つは消費税の逆進性対策として給付付き税額控除をどう議論するのかということが出てきているので、これで多分こんがらがっているのではないかと思うのです。

これを分けて議論しなければならないときは分けて議論しますが、当面は逆進性対策として給付付き税額控除もということを諮問されているので、これは併せながら議論して行って、給付付き税額控除というところに焦点を当てて、関連する様々な、勿論、今のは翻訳できるはずなので、といたしますのは、例えばイギリスの社会保障制度はこうなっていて、アメリカの社会保障制度はこうなっているから、税額控除をこういうふうに使っているのだという話と、そういう意味での給付付き税額控除も幾つかの流れがあるわけです。社会配当金という思想から出てくる流れもありますし、それを引き継いで負の所得税みたいなところから出てくる流れもありますし、いろいろあるので、その整理も含めて、とにかく本で言えば「給付付き税額控除論」を書く。これはいろいろありますということを含めて書くという気持ちでまずスタートさせていただいて、その後、税制調査会会長及び両副大臣、それから政務官と連絡を密にとりながら、ラインの方で徐々にこういうふうには絞れという御要請が出てきたら、こちらの方でそういうふうに対応するという形で進めさせていただく。

つまり、政府のといいますか、税制調査会の方と私の方で連絡といいますか、コミュニケーションを非常によくしながら進めさせていただくということで、とりあえず漠として、非常に大きな枠組みで、つまり簡単に言ってしまうと、給付付き税額控除論、これはいろいろな観点からあって、それぞれその背景にはそれぞれの諸制度があるのですよという勉強から始めて行って、絞られてきたらそちらの方に絞りをやりながらやっていくということで進めさせていただければと思いますが、それでいいでしょうか。

よろしいですか。

それでは、一応そうさせていただいて、田近さんもまたそこで反論があればいろいろ発表していただければと思いますので、そのようにさせていただければと思っております。

どうもありがとうございました。本日は自由討議でございましたので、大変精力的に御議論をいただきましたことを深く感謝申し上げます。

今、申し上げたようなことで進めさせていただいて、いろいろな問題が、給付付き税額控除を焦点に当てたとしても、周りの状況を、周りの器を考えないと話になりませんので、そこを含めて少し、それぞれの御専門で蓄積もあるわけですから、議論を深めながら進めさせていただければと思っております。

少し早いのですが、本日の会議はこれで一応終わらせていただければと思っております。

次回の日程について、事務局の方から御連絡をいただければと思いますが、特になかったですか。

○中村調査課長

また調整の御連絡を差し上げます。

○神野委員長

それでは、これで終わらせていただいて、この後、記者会見につきましては、この場で私の方からさせていただければと思っております。

それでは、お忙しい中、御熱心に御議論いただきましてありがとうございました。これにて終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。